

## 「家族の多様化」論再考

—家族概念の分節化を通じて—

久保田 裕之

### 要 約

「家族の多様化」論の前提となる、家族に関する選択可能性の増大という認識は、家族が依然として選択不可能な部分において個人の生存・生活を保障している点からみれば一面的である。法・制度に規定された家族規範は、現代においても、婚姻をモデルとした性的親密性・血縁者のケア・居住における生活の共同というニーズの束として複合的に定義されており、個人の主観的な家族定義もまた、この家族概念をレトリカルに参照せざるを得ない。さらに、貧弱な家族外福祉を背景として、主観的家族定義における親密性の重点化により、親密性と生存・生活の乖離が生じることが現代の「家族の危機」の一因となっている。そこで、政策単位としても分析単位としても複合的な家族概念を分節化し、従来の家族の枠組みを超えて議論していくことが重要である。家族概念を分節化することで、家族概念の单なる拡張を超えて、家族研究の対象と意義を拡大することができる。

**キーワード:** 家族の多様化、家族の危機、家族レトリック

2009, 家族社会学研究, 21(1): 78-90

### Reconsidering "Diversification of Family" through Articulation of the Concept of Family in Japan

Hiroyuki Kubota

### Abstract

In the perspective of "diversification of family", there assume to be increasing potential options of *family of choice*. The concept of family stipulated in Family Law in Japan, however, still and clearly assigns mutual collaborations for subsistence within and among the family members, which is defined as the product of consanguinity, matrimony and cohabitation. According to *family rhetoric theory*, even individual and subjective definitions of family can be easily affected by these three elements of legal family definition. Additionally, as the concept of intimacy functions as a new and critical criterion for subjective family definition, needs for subsistence expected in legal family often conflicts with the inevitable instability of intimacy-oriented family. Due to poorly organized access for extra-familial welfare in Japan, contemporary *family crisis* partly stems from this discrepancy. To address this problem, it is essential to articulate the excessively complex concept of family into some basic needs, which are traditionally expected in family including needs for subsistence, both for political and analytical arguments.

**Key words:** diversification of family, family crisis, family rhetoric

2009, Japanese Journal of Family Sociology, 21(1): 78-90

### I. はじめに：家族の何が多様化しているのか

これまで家族社会学では、共働き夫婦の増加や子どもを持たないカップルの増加、夫婦の役割分業や離婚に関する意識の変化など、近年の家族をめぐるさまざまな変容を、「家族の多様化」という枠組みでとらえてきた（落合, 1997; 2004; 野々山, 1992など）。「家族の多様化」論においては、家族形態の多様化という実態面の変化のみならず、家族関係さえも個人が自由に選択するものと考える意識面の変化が重視されている<sup>(1)</sup>。その意味で、「家族の多様化」という概念把握は、近年の家族の変容を〈標準的〉な家族を基準とした「家族の危機」として消極的・病理的にとらえることに抵抗し、個人の選択・ニーズと結びつけて肯定的・積極的にとらえ返すという認識論的な政治性を持っていた（目黒, 1987: vi; 野々山, 1992: 1-2）。また、ひとり親家族や無子家族、障害者家族、レズビアン・ゲイ家族といった〈逸脱的〉な家族を生きる人々の具体的な福祉要求とも連動してきた（神原, 2007; 土屋, 2002など）。このように、「家族の多様化」論は、家族に関する選択可能性の増大という認識を前提に、家族概念を押し広げることで〈逸脱的〉な家族を生きる人々を家族概念の内に包摂し、家族福祉の傘に收めようとするアプローチであったといえるだろう<sup>(2)</sup>。

これに対して、家族に関する選択可能性の増大に起因するとされる、構造的な問題も指摘されている。たとえば、選択不可能性を前提としたリスク回避装置であった家族さえも個人の自由な選択にかかることで、自分が選択されないリスクや家族自体がリスクに転化する「家族の不安定化・リスク化」や、家族ごとのリスク耐性の差による「家族格差の拡大」などが問題となる（山田, 2004: 349）。もし、「最後に頼れるのは家族」と言われてきたように、家族の選択不可能性が経済的安定と情緒的安定を支えてきたとすれば、家族が個人の自由な選択にかかることが人々の経済的・

情緒的基盤を掘り崩すことは避けられない。かといって、生活や感情の安定化のために家族の束縛を強めれば、個人の自由を制限せざるを得ないと、ディレンマに直面しているようにも見える。

しかし、ここで前提とされている個人の選択可能性の増大に関して、そもそも家族において誰のどのような選択可能性がどの程度増大したのか、十分明らかにされているとは言い難い。ここでいう「家族の不安定化・リスク化」や「家族格差の拡大」といった構造的な問題が、家族が「選べる」ようになったこと自体に起因するのではなく、「選べる」ようになった部分と依然として「選べない」部分との乖離に起因している可能性もある<sup>(3)</sup>。

そこで本稿では、選択可能性が増大しているとはいえない側面として、家族における生存と生活的保障に焦点を当て、とりわけ強制力を持った家族規範として、家族にかかわる法・制度に規定される法的家族概念が、個人の選択の基礎となる主観的な家族にどのような影響を及ぼしているのかを考察したい。そのためにはまず、「家族の本質的個人化」を論じる山田昌弘の議論を批判的に検討することで、家族に関する選択可能性の増大という認識に一定の留保をつける【II節】。そのうえで、日本の法・制度がもっぱら家族に割り当てる生存・生活保障の内実と【III節】、個人の選択の基礎となる主観的な家族との関係をみていく【IV節】。これらの考察を通じて、①法的家族概念が、さまざまなニーズを複合することで家族に生存・生活の保障を担わせており、主観的な家族もこの複合的な家族概念をレトリカルに参照せざるを得ないこと、②家族概念を単に拡張することでは、自由な選択と生活の安定というディレンマを乗り越えられること、③家族概念の分節化の試みを通じて、家族によって担われてきた個別のニーズを、従来の家族の枠組みを超えて議論していく必要があることを主張したい【V節】。

くぼた ひろゆき：大阪大学大学院人間科学研究科

Graduate School of Human Science, Osaka University, 1-2 Yamadaoka, Suita, Osaka 568-0781, Japan  
E-mail: hkubota@hus.osaka-u.ac.jp

## II. 「家族の個人化」論の再検討

### 1. 「家族の個人化」の二つのレベル

感情社会学に足場を置く山田昌弘は、ベック＆ベック・ゲルンスハイム(Beck & Beck-Gernsheim, 1990=1995), ギデンズ(Giddens, 1992=1995), バウマン(Bauman, 2000)など後期近代の親密性の変容に関する分析を援用しながら、家族規範の相対化を背景とした家族に関する選択可能性の増大を「家族の個人化」と呼び、質的に異なった二つのレベルの「個人化」を観念することができるとしている<sup>(4)</sup>。すなわち、「家族関係自体の選択不可性、解消困難性を保持したまま、家族形態や規範、行動などの選択可能性が増大するというプロセス」を「家族の枠内の個人化」、これに対して、家族関係自体を選択したり、解消したりする可能性が増大するプロセスを「家族の本質的個人化」と呼び、近年重要になってきたのは後者であるという(山田, 2004: 344-345)。さらに、表1に示したように、前者の「家族の枠内の個人化」を、家族以外のシステムからの家族の自由化という対外的側面(a-1)と、家族内部での家族成員の行動の自由の拡大という対内的側面(a-2)の二つに分類し、後者の「家族の本質的個人化」を、家族であること自体の選択/解消が個人の選択に委ねられるという客観面(b-1)と、主観的な家族範囲の設定という主観面(b-1)に分類している(山田, 2004: 347)。

### 2. 関係選択と関係解消の非対称性

たしかに、山田が整理した二つのレベルの分類は、現代における家族の変化が、家族枠組み自体を問う本質的なものであることを指摘した点で極

めて重要である。しかし、山田の議論においては、まず、「家族の本質的個人化」の客観面(表1: b-1)における「家族関係自体の選択」と「家族関係の解消」の間の相違、すなわち、関係を選択することと関係を解消することの規範的な非対称性が見過ごされている。というのも、個人の自由な選択は、家族規範によって制約されるだけでなく、過去の自由な選択・行為や、他人との合意によっても制約される。たとえば、婚姻は双方が納得しなければ解消(離婚)できないという内容を含む合意であるが、その場合、離婚を抑制する拘束力は、「たとえ二人が合意しても離婚すべきでない」という家族規範のみならず、双方の選択に基づく合意それ自体にも由来している。このような観点からは、離婚のような家族関係の解消が容易になることは、必ずしも家族に関する規範の相対化を意味しない。それどころか、たとえば経済力のない妻が過去の合意を理由に夫との婚姻の継続を望むにもかかわらず、「愛がなければ結婚を続けるべきではない」という規範によって離婚が認められるとすれば、家族と親密性に関する規範が、個人の過去の選択に優先されている場面であると考えることも可能であろう。少なくとも、選択の自由と、過去の選択や合意を一方的に破棄する自由とは位相を異なる問題である<sup>(5)</sup>。

さらに、「家族の本質的個人化」が親子関係を含めたケア関係の解消可能性にどの程度妥当するのかは留保が必要である。山田は「親子で言えば、子どもが親を選んだり、親が子どもを選んだり、親子関係を解消することという選択肢が用意され」(山田, 2004: 346)と述べているが、具体的にどのような状況を指しているか明らかでない。

表1 山田(2001)における「家族の個人化」の分類(著者による整理)

「家族の枠内の個人化」	家族の枠組みを維持しつつ、家族形態や規範、行動等の選択可能性が増大	a-1【対外】家族以外のシステムからの家族の自律 a-2【対内】家族内部での家族成員の行動の自由
「家族の本質的個人化」	家族関係自体を選択したり、解消したりする可能性が増大	b-1【客観】家族であることを選択/解消する自由 b-2【主観】家族の範囲を自由に設定する自由

特に未成年の子はいかなる意味でも自分の生まれる家族を選択する自由を持たないため、子にとっては、親子関係自体の選択や解消が自由になっているとは考えにくい<sup>(6)</sup>。

このように、家族がいっそう個人の選択にかかりつつあることが事実だととも、選択可能性が増大した部分だけに目を奪われるべきではないだろう。ここで重要なのは、家族規範は自由の「制約」のみならず、家族内で依存的な立場にある者にとって自由の「条件」として機能している以上、家族関係の選択と解消の意味は非対称にならざるを得ない、という点である。次節で詳しく見ていくように、生存・生活保障にかかる家族規範は、強制力を持った法規範として家族に関する法・制度に定められており、このような家族規範は制度的代替なしには相対化されず、だからこそ生存や生活を支えることができるのである。

### 3. 制度論・変動論への関心の後退

もちろん、これまでの家族社会学が家族に関する法や制度を軽視してきたわけではない。むしろ、戦後の日本の家族社会学は、イエ制度から民主的家族へという大きな制度変革とその影響をめぐって議論され発展してきたともいえる。しかしながら、牟田和恵が指摘するように、70年代からの家族社会学における家族制度の変動論への関心の後退と現代家族の内部過程への重点化(牟田, 1998: 113)は、家族に関する法・制度論と、家族規範論・家族意識論のつながりを希薄化させてきた<sup>(7)</sup>。その結果、80年代以降の家族の制度論は、新しい研究アプローチを展開する際の踏み台として言及されるにとどまるようになる。たとえば、落合恵美子が、家族への集団論的アプローチを批判するなかで、人口学・社会統計、また法・慣習に着目するアプローチに対して内訳的視点に比重をおいた解釈学的アプローチを提唱(落合, 1989: 164)しているのをはじめとして、西川祐子も比較家族研究のためのアプローチとして、法制レベル/規範レベル/生きられたレベルという分類と総合を提唱している(西川, 2000: 242)。しかし、

これらの分類がその後どのように総合されたのかは定かではなく、とりわけ制度がどのように規範や意識に影響を与えているのかという点が、十分に明らかになっているとは言い難い。

そこで、まずは次節において、日本における生存・生活を保障する制度に関して、家族内福祉と家族外福祉の両面からその特徴を考察していく。そのうえでIV節では、日本の家族法・制度が想定する家族概念が、個人の主観的な家族の選択や要求にどのような影響を与えているのかを検討したい。

## III. 法的家族概念の複合性

### 1. 居住の共同を基礎とした生存・生活の保障

日本には「家族法」という名の法典は存在しないが、民法の第四編「親族」、第五編「相続」が婚姻関係と親子関係を規定しており、これがいわゆる「家族法」と呼ばれている。以下、家族法学者である二宮周平(2005)の整理を手がかりに日本の家族法の特徴を、生存・生活の保障という観点からみていく。

家族法は親族内の財産関係を規定すると同時に、夫婦・親子などの身分関係の得喪と変動にかかる身分行為を規定しており、私法にありながら、当事者が合意したとしても強制的に法規が優先する「強行規定」が多い<sup>(8)</sup>。このような父権温情的にも見える国家の介入は、たしかに「どのような家族が望ましいか」という家族のステレオタイプを押し付ける反面、一人では生きていけない子どもや高齢者の利害を代弁し保護するという機能を担っている。

生存・生活保障という観点からみた家族法のもう一つの特徴は、居住における生活の共同を重視していることである。すなわち、家族法は婚姻および出産(または養子縁組)を契機に、夫婦・親子の間に経済上・生活上の相互扶助を強制することで成員相互の生活を担保するが、ここでいう経済上・生活上の相互扶助とは、実際には同居する親族間での生活の共同が想定されている(民730)<sup>(9)</sup>。

もちろん、法文上の規定が必ずしも文面どおり運用されているわけではなく、また、明治期に制定された民法が想定していた家族を取り巻く環境は、衣服や食料品をはじめとするさまざまな家事サービスの市場化によって大きく様変わりしている。そのため、現代では必ずしも同居が生存・生活保障に不可欠とはいえないくなっているのも事実だろう。にもかかわらず、居住生活設備の共有や家計・家事の協同による経済的利益、また、社会保険や福祉給付でカバーできない身体的な看護・介護の継続的な必要性などの点で、同居は現代でも生存・生活の維持にとって重要な意味を持っている。また同居は法実務においても、夫婦の性関係、子どもの監護教育、家族成員の相互扶助関係を判断するための指標として機能し続けている。

このように、家族法に定められる家族規範は、居住を中心とした経済的・実際的な相互扶助関係において、家族が自立的に生存・生活を維持することを想定しており、とりわけ、婚姻関係と血縁関係にある者に対して、「未成熟子や、高齢、障害、病気、失業などのために経済的に自立できない人を扶養する義務を課し」(二宮、2005: 250)てきたことがわかる。

## 2. 家族外資源と家族規範

加えて、杉岡直人は、「家族の機能と規範を規定するのは、家族が必要とするフォーマルおよびインフォーマルな資源の量と質であり、基本的に、フォーマルな資源の供給水準に対応して家族を核とするインフォーマルな資源ネットワークが動員されていく」(杉岡、1996: 62)とし、家族規範が外部福祉へのアクセスとの関連で規定されると主張する。だとすれば、家族が担う生存・生活維持という役割の意味は、国家や市場など他の社会制度による福祉との関係でも分析されなければならないだろう。

この点、福祉国家の一元的な把握に異を唱え、福祉レジームの類型論を展開したエスピング-アンデルセンは、脱商品化/社会階層化/国家・市場・家族の相互関係という三つの指標から、家族主義

的福祉レジームに日本を分類している(Esping-Andersen, 1999=2000)。家族主義的福祉レジームにおいては、政府による福祉施策が貧弱で、福祉の市場化もなされていないため、最後のセイフティーネットとしての生活保護があるとしても、とりわけ高齢者・失業者・子育てに関しては家族のみが主な福祉の供給源となっているという指摘は重要である。

このように見てみると、日本の家族に関する法・制度は、個人の生存・生活の維持を第一に家族に任せたうえで、家族内においては婚姻をモデルとした性的親密性と、血縁者のケアを、居住における生活の共同と結びつけることで、生存・生活保障を実現することを想定していることがわかる。貧弱な家族外福祉は、子どもや障害者など現実に経済的・身体的な依存状態にあるものが家族の外で生きていくことを困難にしているだけではなく、病気や失業などの一時的な依存のリスクや将来の要介護状態という依存の可能性に対しても、家族が最も強力な福祉供給源として立ち現れることと関係している。家族における居住の共同は、空間的近接性からアクセスが容易になることを意味し、性的親密性や血縁者のケアは、身体にかかる介護や看護への抵抗感を低減されることを意味している。仮に、家族外の福祉が購入・調達可能な場合であっても、相互に福祉供給義務を負い、最終的には法的強制も可能である以上、家族による福祉は特別な地位を与えられる。家族からの福祉要求を拒否することは自らの最大の福祉供給源を放棄することになるのに対して、家族への福祉要求を自肅したところで家族からの福祉要求を拒絶できるわけではないからである。このように、「最後に頼れるのは家族」というのは、単なるレトリック以上の基盤を与えられているのである。

とすれば、家族と結びつけられた権利と義務が、人々の思い描く家族と家族に関する選択に影響を与えることは十分に考えられる。そこで次節では、法・制度によって規定されている、婚

姻をモデルとした性的親密性・血縁者のケア・居住における生活の共同などのニーズの複合としての家族概念が、山田が「家族の本質的個人化」の主觀面として挙げた主觀的な家族定義（表1: b-2）にどのような影響を与えていたのかをみていく。

## IV. 法的家族と主觀的家族

### 1. 普遍的家族定義の不可能性と主觀的家族論

制度や集団としての家族ではなく、個人の主觀的な家族定義や家族の意味づけに着目する研究は主觀的家族研究と呼ばれ、グブリウム&ホルスタイン(Gubrium and Holstein, 1990=1997)の構築主義的家族研究や、エスノメソドロジーなどを通じて日本に紹介された<sup>(10)</sup>。日本にこのような主觀的家族研究を導入する素地を作ったのは、「家族定義論の検討」(山田, 1986)における、普遍的家族定義の不可能性のテーマであるといわれている<sup>(11)</sup>。その後、田渕六郎(1996)や岡本朝也(1999)らによって厳しい批判を受けながらも、家族は普遍的定義できないというテーマは「主觀的・情緒的な家族の意味づけにこそ着目すべき」「家族の言説にこそ着目すべき」という90年代の家族社会学の一潮流を形作ってきた。

たしかに、個人の主觀的な家族への着目は、従来からの普遍的・規範的な家族の想定を回避し、また、研究者の一方的な家族定義によって個人によって生きられる家族のアリティを切り刻むことへの自戒として極めて重要であった。しかしながら、田渕が正しく指摘するように、「当事者に意識されていない要素が主觀的な要素を規定するという側面が軽視されるべきではない」(田渕, 1996: 30)。すなわち、「『家族』『親族』に対する個人の主觀的な思い込みは親族の社会的なレベルでの定義（社会で認められている在り方）から自由ではなく、「むしろ、『客觀的と思われている家族定義』が個人の家族定義にいかにして採用される（されない）のかという点を分析すべき」(田渕, 1996: 31)とする指摘が当を得ているだろう。

以下では具体的に、法・制度における複合的な家族概念が個人の主觀的な家族に与える影響を見るために、主觀的家族と認識する範囲、基準、過程に関するこれまでの研究を概観しておこう。

### 2. 主觀的家族における「家族レトリック」

まず、人々が主觀的に家族であると認識する範囲を「ファミリー・アイデンティティ」と呼び、客觀的と言われる制度的家族の範囲とのズレを検証したのが、上野千鶴子(1991)の研究である。客觀的に定義される家族とは別に、人々が主觀的に定義する家族は成員ごとにさまざまであり、居住の範囲ともズレを確認することができることを明らかにした。次に、誰かを家族であると意識するか否かの基準に関する研究として、山田昌弘・天木志保美(1989)は、①親族であること、②ある種の活動を共同していること、③情緒的愛着を感じていることの三種の基準を選択的に用いていることを明らかにした。家族を定義するに当たって、「親族」であることは必須の条件ではなく、情緒的愛着を持つペッタを家族と考える家族観も存在するという。また、長山晃子・石原邦雄(1990)は、これらに④同居という居住の共同を重視した分析を行い、居住範囲と年齢も含む親族カテゴリーの間の複雑な関係から、家族として意識する範囲を決定していることを明らかにしている。さらに、人々が誰かを家族と認識する過程に関する研究として、木戸功(1996)などが挙げられるだろう。木戸は家族を語る個人の言説から出発して、個人がどのようなプロセスで家族である/ない、を判断しているのかという点を〈知としての家族〉と呼び、会話分析を用いながら、いかにして〈知としての家族〉を観察可能なものとするかを試みている。分析の中では、対象者が、結婚/離婚、同居/別居、子どもの存在などを手がかりに家族概念をいかに構築していくかが分析されている。

しかし、これらの研究は、主觀的な家族の認識にとって、結局のところ法・制度によって定義された家族概念の諸要素である、同居や婚姻・親族

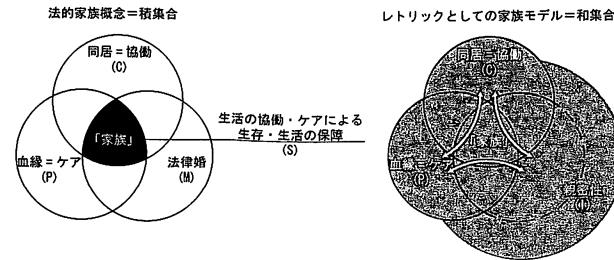


図1 法的家族概念とレトリックとしての家族モデル

関係などが資源として利用されていることを示している。田渕はこのことを「家族レトリック」という概念を用いて分析し、「『家族』という言葉を自分の周囲の対象に適用するという行為が、すでに社会的・公共的に存在している語彙をレトリックによって当てはめる作業」(田渕, 1998: 79)であり、具体的な人間関係のなかで、単に何かを記述するのではなく、何かを達成しようとして用いられるものであるというレトリカルな侧面を持っていることを指摘している。図1では、法的家族概念の要素である、家族員の生存・生活保障(S: subsistence), 血縁・擬似血縁によるケア関係(P: parenthood and caring), 性を中心とした婚姻関係(M: matrimony as Sexual Intimacy)と、経済的・実際的な協働関係としての同居(C: collaboration in cohabitation)の関係を示している。法的家族概念は、日本の家族法においてみてきたように、血縁・婚姻・同居の重なり合う部分、すなわち積集合【P∩M∩C】の範囲に限り、生存・生活を保障(S)することを意図していた。しかも、家族主義的福祉レジームにおいては、家族が最大の福祉供給源である以上、政府からの福祉が期待できず、市場化されない福祉サービスは購入することも困難なため、法的家族へと人々を追い立てる圧力が働いていたと考えられる。

これに対して、「家族レトリック」の場面では、積集合として定義された法的家族概念を、和集合【PUMUC】へと読み替えることで、その適用範囲を拡大しつつ、各要素の結びつきをレトリック

のための資源として利用していることがわかる。以下では、具体例を通じて、このような積集合から和集合への展開が可能となる条件についてみていこう。

### 3. 家族レトリックの諸条件

法的家族概念がレトリカルに動員されるための条件として、第一に、「家族」がレトリックとして利用可能であるということはすでに、家族のうちに重要な概念同士が結びついており、重要な資源と結びついていることを前提としている。前節でみたように、法的家族概念は、性的親密性・血縁者のケア・居住の共同において家族関係を強制することを通じて、生存・生活保障と結びつけられていた。たとえば、妻に対して家族であることを理由に離れて住む実母（法的義務なし）の介護責任を担わせるようなケースや、ペットも大切な家族の一員であるとして住宅管理組合のペット禁止規則見直しを求めるケースなども考えられる。このように、法的家族概念のある要素が欠けている場面でも、積集合を和集合へと拡張して「家族」であることを呼び出すことで、さらに他の要素（ここではケアや同居）を要求し主張することが可能になる。

第二に、「家族」をレトリックとして利用する動機は、求められている資源がもっぱら家族と結びついているか、選択肢があっても他の概念では家族と比べて十分な資源や意味づけを調達できないことを前提としている。前節でみたように、日本における貧弱な家族外福祉は、「最後に頼れるの

は家族」という状況を作りだし、家族に特別な意味を与えていた。たとえば、血縁・婚姻関係にない寮の同居人や、ペットとの強い絆を対外的にアピールするために、「家族のようだ」というレトリックを用いるようなケースが考えられるだろう。もし、同居人やペットを「大切な友人」「親友」であると呼ぶことでその重要度が十分に伝えられるならば、わざわざ「家族」という語を用いる必要はないのである。また、クイア家族研究においては、大切な関係を家族と名指すことで呼び込まれる束縛と、家族と呼ばなければ関係の重要性を表現できないこととの間の逡巡・葛藤が大きなトピックとなっている（釜野, 2008など）。

第三に、「家族」をレトリックとしてより広く利用するためには、法的家族概念の諸要素の拡張が不可欠であった。もともと、法的家族概念は、生存・生活保障のため、血縁・同居・性的親密性を中心とした比較的狭い範囲に限定されていた。この点、赤川学は、主観的家族の範囲について、「血縁」や「同居」は家族境界設定の基準としてついでまわることを認めながらも絶対的な基準とはならないことを指摘し、「家族の境界設定を形成する基準として新たに浮上しているのは、『愛』であり『親しさ（親密さ）』という原理」であると述べている（赤川, 1997: 112）。このような、空間的移動の増加と通信技術の発達などに媒介された社会関係における親密性の重点化は、多くの論者によって指摘されている（Giddens, 1992=1995; Chambers, 2006など）。とりわけ、法律婚を原型とした性的親密性(M)が、法的承認を備えない事実婚や内縁関係へ拡張され、さらには脱性化されて抽象的な親しさ(I: intimacy)へ間口を広げたことで、「家族」をレトリックとして動員する利便は格段に広がったと考えることもできるだろう。

### 4. 親密性家族と生存・生活保障の乖離

ところが、このようなレトリカルな家族概念の拡張は、レトリックであるがゆえに重大な困難を抱えることになる。第一に、家族をレトリカルに動員するといっても、法的強制まで可能になるの

はあくまでも狭く定義された積集合としての法的家族の範囲である。そもそも、ファミリー・アイデンティティのような主観的家族定義の存在自体が、血縁や同居に基づく家族を、主観的な家族にあわせて簡単に上書きできないことを示している。そのため、生存・生活保障という点では、法的家族に比べて相対的に少ない福祉しか提供できず、実効性の伴わない、二流の関係にとどまりやすい。

それゆえ第二に、主観的家族定義における親密性の重点化と、貧弱な家族外福祉を背景として、個人が思い描く主観的家族と、生存・生活を保障する法的家族の間に食い違いが生じやすくなる。「親密性」を基準とした主観的な家族は、まったく無限ではないにせよ、血縁・婚姻を基準とした家族に比べて柔軟で流動的であり、不安定である。そのため、人々が親密性を基準に選ぶ家族が必ずしも生存・生活を保障せず、他方で、人々の法的家族が必ずしも親密性を保障しない。

のみならず第三に、人々の主観的家族は結局のところ複合的家族概念の諸要素である、同居や血縁者のケア、親密性の周辺にとどまり、ときに資源や承認を求めて複合的家族概念をレトリカルに動員することで、逆に、法的家族概念における諸要素の結びつきを強化してしまうことも指摘されている（木戸, 2000: 46）。家族をレトリカルに使用するたびに、その前提として各要素が十全に備わった〈標準的〉な家族を参照することで理想化してしまう危険性を伴うのである。

このような、親密性によって定義された「選べる」家族と、生存・生活保障を担う「選べない」家族の乖離は、冒頭でも触れた「家族の不安定化・リスク化」や「家族格差の拡大」と深くかかわっている。山田昌弘が「家族の本質的個人化」に分類した「家族であることを選択/解消する自由」は、いうなれば、自分が主観的に描く家族に合わせて、現実の客観的・制度的な家族関係を選択/解消する自由と考えることができる。しかし、家族における生存・生活の保障は、まさに家族の解

消困難性によって担保されていた。もし、誰でも家族を自由に選択・解消することが可能になるならば、とりわけ家族の中で弱い立場にある人の生存・生活の基盤を掘り崩してしまう。逆に、自由に家族を選択・解消することができるは、子どもや高齢者・障害者や病者などの依存者に責任を持たなくともよい一部の人と、それを補って余りある資源を持つ一部の人だけだろう。とすれば、山田のいう「家族の不安定化・リスク化」や「家族格差の拡大」は、家族に関する選択可能性の増大に起因するというよりも、福祉の主要な供給源としての法・制度的な「選べない」家族と、親密性に基づいて個人が「選べる」家族との乖離に起因していると考えるべきではないか。

この点、山田は、家族に関する選択可能性の増大に起因する経済的不安定と情緒的不安定により、長期的な信頼できる関係としての家族への欲求はむしろ高まっていることを指摘している（山田、2007: 49-54）。しかし、なぜ家族が長期的な信頼に足るかは、強制力を伴う家族規範と貧弱な家族外福祉という制度配置との関係で検討すべきことはすでに述べた。だとすれば問題は、経済的不安定の解消と情緒的不安定の解消、本稿でいうところの生存・生活の保障と親密性を、同じ家族という関係の中で同時に達成しようとする法的家族概念の複合性自体にあるのではないだろうか。というのも、「家族の多様化」論のように家族概念を拡張し、〈標準的〉な家族を超えた多様な関係を家族に包摂しようとしても、実効性のなさと〈標準的〉な家族のレトリカルな理想化により、多様化した家族は結局のところ信頼できない二流の関係にとどめ置かれてしまうだけでなく、親密性の根源的な不安定性が経済的安定を掘り崩すという同様の困難を免れないからである。

## V. 複合的家族概念の分節化に向けて

### 1. 「家族の危機」と「家族の多様化」

冒頭でも述べたように、現代における家族の変容を「家族の多様化」という枠組みでとらえた背

景には、〈標準的〉な家族を基準とした「家族の危機」という消極的・病理的な把握ではなく、個人の自由や選択と結びついた積極的・肯定的な把握という政治的含意があった。しかし、血縁・婚姻を同居と結びつけることで生存・生活の保障を担わせるという制度配置は、性別役割分業や誰もが結婚して子どもを持つことを自明視した点に目をつぶれば、すべての人を福祉の傘の下に収めるという点に限っては一定の合理性を持っていた。このことを低く評価すべきではない。これに対して、家族にしか頼れないにもかかわらず、家族が親密性を中心に考えられるようにならなければならぬ状況は、もう一度「家族の危機」として、社会問題ないし社会病理として把握される必要がある<sup>[12]</sup>。

とすれば、「家族ベット」のように人々が意識の上でさまざまな関係を家族と結びつける自由を持ったことを、単に「家族の多様化」として肯定的・積極的に評価することにも慎重になるべきである。むしろ、家族が相対的に多くの資源を持つことを背景に、主観的な家族定義の重心が親密性という抽象的な領域に移ったことにより、「家族」をレトリックとして用いる実益と機会が広がった結果にすぎないとも考えられる。このように、ずっと多様であります人々の関係を「家族」の中に切り縮めることは、家族と呼べる範囲でしか多様性を認めないとする意味で「家族の多様化」ならぬ〈多様性の家族化〉とでもいるべきものだろう。

### 2. ニーズ単位の分節化へ

それゆえ、現在の家族概念が人々の自由な選択と生活の安定を両立できない理由は、概念の範囲の狭さにではなく、概念の複合性にこそ求めなければならない。また、概念の拡張によってではなく、概念の分節化を通じて乗り越えられる必要がある。先に見た経済的安定性と情緒的安定性のみならず、家族はあまりに多くの要求を同時に満たすことを期待されているために、ひとつひとつの

要求を切り分けたうえで、どの要求を受け入れ/どの要求を拒否するのか、どの要求が社会的に支援されるべきニーズであり/そうではないのかを議論することが極めて困難である。その結果、自由を重視して家族を丸ごと拒否するか、安定を重視して家族を丸ごと引き受けけるかという、選択の自由か生活の安定かの二者択一を迫られてしまう。このようなディレンマを回避するためには、これまで家族の中に求められてきたニーズの束を解きながら、個別のニーズについて、従来の家族の枠組みを超えて議論していく必要があるだろう。

### 3. 家族概念の分節化の試み

では、選択の自由と、これまで家族概念の中で束ねられてきた生活の安定という要請を、具体的にどのように分節化していくべきだろうか。まず考えられるのは、山田(2001)や伊田(1998)はじめ多くの論者が指摘するように、「家族による福祉」ではない政府や市場を通じた福祉サービスを充実させると同時に、「家族に対する福祉」でもない個人を名宛とした福祉サービスの充実が考えられる。これは本稿の図式では、居住(C)・血縁(P)・親密性(I)のいずれからも切り離して生存・生活(S)を保障するアプローチであるといえる。究極的には、個人単位で無条件一律に支給する生活賃金なども考えられるだろう(小沢、2002)。

しかし、家族概念を分節化することは、単に諸要素をバラバラに切り分けることにはならない。というのも、分節化(articulation)とは、諸要素の間に新たな関係を構築することを通じて、諸要素間の意味の切れ目それ自体を変質させていくことだからである。たとえばファインマン(Fine-man, 1995=2003)は、福祉の単位を夫婦の性的親密性を基礎とした「性の絆」(M)から「ケアの絆」、すなわち抽象的な「母子対」へとシフトするというアプローチを提案している。ここでいう「母子対」は、ケアを担い担われる関係であれば、必ずしも生物学的な母子である必要はない。このようなファインマンの提案や、2007年度の家族

社会学会シンポジウムにおける上野報告(2008)も、ケアをめぐって法的家族概念を分節化するという意味で本稿と趣旨を同じくするものと考えられる。本稿の図式の延長で考えるならば、婚姻を含む性的親密性(M)と生存・生活保障(S)との切離を主眼としつつ、脱血縁化されたケア(P')を、「母子」的親密性(I')と居住(C)と結びつけて保障しようとするアプローチといえるだろう。ファインマンの分節化によって、血縁者を前提としていたケア(P)は脱血縁化されたケア(P')へ、夫婦の性愛をモデルとしていた性的親密性(M)はケアしケアされるものの間の親密性(I')へと変容している。

さらに、これまで本稿でみてきたように、法的家族が居住を福祉の基盤としてきたことの重要性と、現在ワーキング・プアやネットカフェ難民といった形で居住の重要性とが認識されつつある状況を考えるならば、血縁(P)や親密性(I)のみならず、ケアとも切り離され脱性化・脱家族化された居住(C')を単位とすることも可能だろう。たとえば、海外でも試みられているような、コープ住宅やコレクティブハウジングの実践、高齢者のグループホームや、若者たちのシェアハウジングなどの実践を、生存・生活保障の基盤として活用することもできる。ここでもやはり、血縁とケア・性的親密性から切り離された居住(C')は、家族との居住とは異なるものとして社会学的分析の対象となるだろう。このように、政策単位としての家族の分節化は、分析単位としての家族の分節化とも密接にかかわっている。

本稿では、「家族の多様化」論の前提となる家族に関する選択可能性の増大という認識に対して、家族に関する法・制度に規定される家族概念が、個人の主観的な家族に及ぼす影響を考察してきた。その中で、①法的家族概念が、さまざまなニーズを複合することで生存・生活の保障を家族に担わせており、主観的な家族もこのように複合的な家族概念をレトリカルに参照せざるを得ないこと、②家族概念を単に拡張することでは、自由

な選択と生活の安定というディレンマを乗り越えられないこと、③家族概念の分節化の試みを通じて、家族によって担われてきた個別のニーズを、従来の家族の枠組みを超えて議論していくことの重要性が主張された。家族概念の分節化によって、家族概念の単なる拡張よりも広く、家族研究の対象と意義とを拡大することができるのではないだろうか<sup>(13)</sup>。

## 【注】

- (1) たとえ形態の面で標準的な家族形態をとっても、それが家族規範から離れて個人の自由な選択によって選び取られる限りは「家族の多様化」と考えられる。このことは、チール(Chael, 2002=2006: 31)が「状況的多様性」と「文化的多様性」として区別した、文化における家族の理想の変化と、個別の状況に左右される実態の変化の差異に対応している。
- (2) 福祉概念の転換の必要性を説く野々山(2007: 251-258)は、単独では立ち行かない場合に行政や地域からの積極的な支援の受け手となる福祉の単位として、「家族による福祉」ではなく「家族への福祉」に重点を置く。本稿では家族福祉を両者の意味で扱う。
- (3) 野々山(1992: 24)は、戦後の民法改正の家族集団・構造への影響を例に挙げ、家族構造の動向の考察には制度としての家族の動向を知ることが不可欠であるとしている。とすれば、現代の家族に生じた新しい側面の分析に際しても、戦後の家族に関する法・制度が、現在も家族を規定し続けていることの影響も考察される必要がある。また、野田潤(2008: 57)も、離婚における「子どものため」という語りの分析から、死んだとされる近代家族のある部分は生き続け、強化さえされている可能性があると指摘している。
- (4) 家族に関する選択可能性の増大を「家族の個人化」と呼ぶ山田の議論は、家族の個人化論を代表するものとして取り上げるには独自性の強いものである。しかしここでは、家族の個人化論ではなく家族に関する選択可能性の増大が主題である点、山田の議論が日本の家族研究に対して持つ影響力という点などから、中心的に扱っている。
- (5)もちろん過去の選択による拘束力を絶対視しているわけではない。ここで重要なのは、過去の

- 選択を反故にする「再チャレンジ」の要請は、個人の選択から直接は導かれないとばかりか、むしろ緊張関係に立つという点である。野田潤は、夫からの一方的な離婚が現代ではむしろ困難になっていることから、家族の誰に関する選択可能性の増大かを問い合わせている(2008: 56)が、ここでの過去の合意と現在の選択の緊張関係を見過ごしている。
- (6) このことは、野々山のいう「合意制家族」(2007: iii)とは必ずしも矛盾しない。親が子に対して継続的な合意をとりつける必要があることと、子が親を選択することは、別の位相に属する議論だからである。また、虐待された子に対する行政の介入は、子の自由という観点からではなく子の保護という観点からなされていく点には注意が必要である。
  - (7) この原因としては、日本の伝統家族・親族組織とその地盤であった農村の消滅という実態の変化に加えて、家族社会学の専門化に伴う法学・人類学など他の学問領域との接点の喪失(牟田, 1998: 113), 分析単位としての家族集団への疑義と個人への関心の移行(山根, 1998: 10)などが指摘されている。
  - (8) 未成年子の親権者は父母(民181)と定められ、親権の放棄には裁判所の許可を要する(民837)ため、子の養育や家族の世話を勝手に放棄すれば、刑法上の保護責任者遺棄罪(刑217)、同致傷・致死罪(刑218)となる。相続の場面でも、遺留分(民1028)や代襲相続(民901)が定められており、相続権者の生活・期待の保護という側面を持つ。
  - (9) 夫婦関係については、同居協力扶助義務(民752)のほか、夫婦別産制(民762I)の例外として、婚姻費用分担義務(民760)および日常家事債務の連帯責任(民761)などが規定され、同居を想定した夫婦の経済上・実際上の相互扶助が義務づけられている。親子関係についても、親の養育義務(民877-890)、親権者のもつ監護・教育の権利義務(民820)がある。親子関係の場合も、親権者が子どもの居所を指定する権利(民821)の規定があり、原則として同居を通じた生活保障が想定されている。
  - (10) グブリアムとホルスタインによる、家族言説に着目した一連の構築主義的家族研究は、ここで扱った主観的家族への着目を超えた射程の広いものである。ここでは「家族の多様化」論の前提となる選択可能性の増大との関係に限定して議論している。

- (11) 普遍的家族定義の不可能性とは、人類学・心性史研究などの知見に基づき、家族を普遍的な機能集団として定義することが不可能であるとする主張を指す(田渕, 2000: 118)。
- (12)もちろん、現代における「家族の危機」や、「新しい貧困」「ワーキング・プア」と呼ばれる問題は、本稿で議論されるセイフティーネットとしての家族福祉のみならず、グローバル経済や雇用の流動化といった市場の変化に起因していることはいうまでもない。
- (13)本稿は、第17回日本家族社会学会: テーマセッション報告「家族社会学は家族/非家族境界を問えるか: 構築主義的家族研究の再検討」の前半部を大幅に加筆修正したものである。
- 【文献】
- 赤川 学, 1997, 「家族である、ということ: 家族らしさの構築主義分析」太田省一編『分析: 現代社会』八千代出版, 97-118.
- Bauman Z., 2000, *Liquid modernity*, Cambridge: Polity Press.
- Beck U., Beck-Gernsheim E., 1990, *Das ganz normale Chaos der Liebe*, Frankfurt am Main: Suhrkamp.
- (M. Ritter, J. Wiebel (tr.), 1995, *The normal chaos of love*, Cambridge: Polity Press).
- Chambers D., 2006, *New social ties: Contemporary connections in a fragmented society*, Palgrave Macmillan.
- Cheal D. J., 2002, *Sociology of family life*, Palgrave Macmillan. (野々山久也訳, 2006, 『家族ライフスタイルの社会学』ミネルヴァ書房).
- Esping-Andersen G., 1999, *Social foundations of post-industrial economies*. (渡辺雅男, 渡辺景子訳, 2000, 『ポスト工業経済の社会的基礎』桜井書店).
- Fineman M. A., 1995, *The neutered mother, the sexual family and other twentieth century tragedies*. (上野千鶴子監訳, 速水葉子, 離田信子訳, 2003, 『「家族」積み過ぎた方舟: ポスト平等主義のフェミニズム法理論』学陽書房).
- Giddens A., 1992, *The transformation of intimacy: Sexuality, love and eroticism in modern societies*, Cambridge: Polity Press. (松尾精文, 松川昭子訳, 1995, 『親密性の変容: 近代社会におけるセクシュアリティ・愛情・エロティシズム』立石書房).
- Glubrium J. F., Holstein J. A., 1990, *What is family?*, Mayfield Publishing Company. (中河伸俊, 湯川純幸, 鮎川潤訳, 1997, 『家族とは何か: その言説と現実』新曜社).
- 伊田広行, 1998, 『シングル単位の社会論: ジャンダー・フリーな社会へ』世界思想社.
- 金野さおり, 2008, 「レズビアン家族とゲイ家族から『従来の家族』を問う可能性を探る」『家族社会学研究』20(1): 16-27.
- 神原文子, 2007, 「ひとり親家族と社会的排除」『家族社会学研究』18(2): 11-24.
- 木戸 功, 1996, 「それは家族であるのか、家族でないのか、ではどうすれば家族であるのか: 「家族」とその状況規定」『家族研究年報』21: 3-13.
- 木戸 功, 2000, 「家族社会学における「多様性」問題と構築主義」『家族社会学研究』12(1): 43-54.
- 日黒依子, 1987, 『個人化する家族』勁草書房.
- 牟田和恵, 1998, 「家族制度・変動論の家族社会学における意味と意義」『家族社会学研究』10(1): 111-138.
- 長山晃子, 石原邦雄, 1990, 「家族員として意識する範囲: 居住形態との関係から」『家族研究年報』16: 65-76.
- 二宮周平, 2005, 『家族法』新世社.
- 西川祐子, 2000, 『近代国家と家族モデル』吉川弘文館.
- 野田 潤, 2008, 「『子どものため』という語りから見た個人化の検討: 離婚相談の分析を通じて(1914~2007)」『家族社会学研究』20(2): 48-59.
- 野々山久也, 1992, 「家族福祉の視点とは何か」『家族福祉の視点: 多様化するライフスタイルを生きる』ミネルヴァ書房.
- 野々山久也, 2007, 『現代家族のパラダイム革新』東京大学出版会.
- 落合恵美子, 1989, 『近代家族とフェミニズム』勁草書房.
- 落合恵美子, 1997-2004, 『21世紀家族へ: 家族の戦後体制の見かた・超えかた』有斐閣選書.
- 岡本朝也, 1999, 「主観的家族論の射程と限界」『家族研究年報』24: 21-32.
- 小沢修司, 2002, 『福祉社会と社会保障改革: ベーシックインカム構想の新地平』高皆出版.
- 杉岡直人, 1996, 「家族規範の変容」野々山久也, 袖井孝子, 篠原正美編『いま家族に何が起こっているのか』ミネルヴァ書房, 47-68.
- 田渕潤郎, 1996, 「主観的家族論: その意義と問題」『ソシオロゴス』20: 19-38.
- 田渕潤郎, 1998, 「『家族』へのレトリカル・アプローチ: 探索的研究」『家族研究年報』23: 71-83.
- 川渕潤郎, 2000, 「構築主義的家族研究の動向」『家族社会学研究』12(1): 117-120.
- 上屋 葉, 2002, 『障害者家族を生きる』勁草書房.

- 
- 上野千鶴子, 1991, 「ファミリィ・アイデンティティの  
ゆくえ：新しい家族幻想」上野千鶴子ほか編『シリ  
ーズ 変貌する家族 1』岩波書店, 1-38.
- 上野千鶴子, 2008, 「家族の臨界：ケアの分配公正をめ  
ぐって」『家族社会学研究』20(1): 28-37.
- 山田昌弘, 1986, 「家族定義論の検討：家族分析のレベ  
ル設定」『ソシオロゴス』10: 52-62.
- 山田昌弘, 2001, 「転換期の家族政策」『社会政策研究  
2』東信堂, 28-48.
- 山田昌弘, 2004, 「家族の個人化」『社会学評論』有斐  
閣, 54(4): 341-354.
- 山田昌弘, 2007, 『少子化社会日本：もうひとつの格差  
のゆくえ』岩波新書.
- 山田昌弘, 天木志保美, 1989, 「家族とジェンダー」江  
原由美子編『ジェンダーの社会学』新曜社, 95-138.
- 山根真理, 1998, 「家族社会学におけるジェンダー研究  
の展開」『家族社会学研究』10(1): 5-30.